

東北大学は今年も 39 名を雇い止め。

さらに「無期雇用」したはずの、「目的限定職員」15 名が、
わずか1年で雇用打ち切り

東北大学では、今年も3月末で39名の有期雇用職員（一年契約）が「更新上限5年」の制度により雇い止めされました。また、昨年の雇い止めを免れて「無期雇用契約」（期間の定めのない雇用契約）の「目的限定職員」として採用された方のうち、15名がプロジェクト等の終了を理由に3月末に雇用を打ち切られました。わずか一年の「無期雇用」でした。

「派遣社員としてある会社で働いていたとき、派遣先から正社員のオファーがあり、ほぼ決まっていた。ところがリーマンショック（2008年）が起こり、その話はなかったことにされ、さらに「派遣切り」にあいました。その後、東北大学で派遣として、また非正規職員として働いてきました。また数年後に雇い止めされるのかと思うと、転職も厳しいでしょうし、将来の生活への不安で今から思い悩んでいます」（50代女性、組合への相談から）

「雇用の安定」は非正規で働くみんなの願い



非正規職員の願いに背を向ける東北大学。非正規労働者の「雇用の安定」は、できないことなのでしょうか？
そんなことはありません。
「無期転換ルール」（有期雇用契約を反復更新して5年を超えると、労働者の申し出により無期雇用契約になるルール）を定めた改正労契法を受けて、各地の大学や公的機関、民間企業でも非正規労働者の「雇用の安定」に向けて取り組みが進められています。

☆非正規職員の「雇用の安定」へ道を開いた大学や公的機関（組合が調べることができた範囲です。制度の細部は各大学で異なります）

東京大学：非正規職員の雇用上限を撤廃 名古屋大学：2018年度末で5年を超えていた職員全員が無期転換 室蘭工業大学 秋田大学 宮城教育大学 信州大学 金沢大学 東京農工大学 東京工業大学 浜松医科大学 京都教育大学 奈良教育大学 三重大学 徳島大学 岡山大学 長崎大学 東京家政学院 城西大学 拓殖大学 尚美学園大 工学院大学 理化学研究所 日本貿易振興機構（ジェトロ）など

☆民間企業も「雇用の安定」に向けて様々に取り組んでいます（厚労省、宮城労働局ホームページなどより）

株式会社ケーズデンキ：改正労契法通りに無期転換（1264名に申込権発生）

株式会社ダスキン：1年契約を3回更新すれば無期転換

株式会社高島屋：原則1年経過で無期転換

みやぎ生活協同組合：パートタイムも採用時から無期雇用

株式会社藤崎：3年経過後に無期転換

東北大学職員組合

<http://tohokudai-kumiai.org/>

mail: info@tohokudai-kumiai.org

022-227-8888